

札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱

平成17年4月6日 管理者決裁

最近改正 令和6年12月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市水道局が発注する工事等のうち、一般競争入札に付する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 設計金額が250万円を超える工事をいう。
- (2) 設計等 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量の委託業務のうち設計金額が100万円を超える委託業務をいう。
- (3) 工事等 工事及び設計等をいう。
- (4) 工事等担当部 総務部及び給水部をいう。
- (5) 工種等 工種及び業種をいう。
- (6) 施工等実績 施工実績及び履行実績をいう。
- (7) 施工等現場 施工現場及び履行現場をいう。

(対象工事等)

第3条 一般競争入札に付する工事等（以下「対象工事等」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受け工事等であって、特例政令の規定に基づき一般競争入札（以下「特例政令に基づく一般競争入札」という。）に付する工事等
 - (2) 特例政令の適用を受けない工事等であって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、必要な資格を有する者により行わせる一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に付する工事等
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、特別の事情がある工事等については、対象工事等としないことができる。この場合は、工事等担当部においてその理由を明らかにしたうえで、あらかじめ様式1により決裁を得なければならない。

(告示)

第4条 一般競争入札の告示は、別記1標準告示例により作成するものとする。

(入札説明書)

第5条 一般競争入札に参加を希望する者に対しては、入札説明書を交付するものとする。

2 入札説明書は、別記2標準入札説明書例により作成するものとする。

3 入札説明書には、告示の写し、契約書案、提出書類の様式、札幌市水道局競争入札参加者心得(平成16年3月23日総務部長決裁)その他必要と認める書類を添付しなければならない。

(入札参加資格)

第6条 一般競争入札に参加する者(共同企業体の場合においてはその構成員をいう。以下「参加者」という。)は、次の各号に定める条件に該当する者でなければならない。

(1) 札幌市競争入札参加資格者として、対象工事等と同種の工種等について認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、管理者が別に定める手続に基づき当該工種等の再認定を受けていること。)。

(2) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月8日管理者決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者((1)に掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。(共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

(7) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 原則として、過去15年間に対象工事等と同種の工事等について元請としての施工等実績があること。(管理者が特に要しないと認める場合を除く。)
- (7) 対象工事等の施工等現場に配置する予定の主任技術者、監理技術者等を確保しており、当該技術者が適正な資格等を有していること。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては当該共同企業体の各構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (9) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者(共同企業体の場合は構成員をいう。)でないこと。
- (10) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が対象工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(特定共同企業体の結成条件)

第7条 特定共同企業体に発注する対象工事等において入札参加を希望する者は、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱(平成14年9月30日管理者決裁。以下「共同企業体要綱」という。)及び次の各号に定める条件を満たした特定共同企業体を結成しなければならない。

- (1) 構成員の数は、管理者が対象工事等に応じて決定する数を満たしていること。
- (2) 各構成員が対象工事等に係る入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(入札参加資格の決定)

第8条 管理者は、前2条の規定に基づき対象工事等ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱(平成21年5月26日管理者決裁)により設置する札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)の議を経なければならない。

- 2 前項の場合において、審査委員会が認める工事等を対象として、審査委員会が当該工事等の入札参加資格として適当であると認める入札参加資格を定型的に当該工事等の入札参加資格として決定するときは、総務部長の決裁をもってその議に代えることができるものとする。
- 3 前項及び第10条第4項に規定する総務部長の決裁をもってその議に代えることができる工事等は、審査委員会が必要に応じて決定するものとする。

(入札参加資格の確認の申請)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、告示に定めるところに従い、次の各号に掲げる書類により管理者に申請し、第6条及び第7条に掲げる条件を満たしているかどうかの確認を受けなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式2)
- (2) 同種工事施工実績書(様式3)又は同種業務履行実績書(様式3の2)
- (3) 配置予定技術者経歴書(様式4)
- (4) 協定書(共同企業体要綱別表。特定共同企業体のみ提出する。)
- (5) その他必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第10条 管理者は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、一般競争入札参加資格確認通知書(様式5)により申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者への通知書には、その理由を付するものと

する。

- 2 入札参加資格を認められなかった申請者は、管理者が定める日までに、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合において、管理者は、入札参加資格に係る理由説明書(様式6)により回答するものとする。
- 3 管理者は、第1項の入札参加資格の確認及び第2項の回答を行うときは、審査委員会の議を経なければならない。
- 4 前項の場合において、第8条第2項の規定により入札参加資格を決定した工事等及び審査委員会が認める工事等に係る第1項の入札参加資格の確認を行うときは、総務部長の決裁をもってその議に代えることができるものとする。

(入札に参加できない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加できない。

- (1) 第9条各号に掲げる書類を告示に定める提出期限までに提出しなかった者
- (2) 第9条各号に掲げる書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札参加資格を認められなかった者
- (4) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

(設計図書の閲覧等)

第12条 特例政令に基づく一般競争入札の対象工事等の設計図書は、札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年水道局規程第11号)第5条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

- 2 制限付一般競争入札の対象工事等の設計図書は、札幌市水道局契約規程第4条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。
- 3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合においては、管理者が指定する日までに質疑応答書(様式7)を提出しなければならない。
- 4 前項の質問があった場合、管理者は、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第13条 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(審査委員会)

第14条 審査委員会は、次の各号に掲げる一般競争入札に関する事務を所掌する。

- (1) 入札参加資格の決定に関すること。
- (2) 入札参加資格の確認に関すること。
- (3) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関すること。

(4) その他管理者が必要と認めること。

2 審査委員会は、第6条第6号及び第7号に掲げる事項の確認等に当たっては、技術審査会設置要領(平成6年5月30日管理部長決裁)に規定する技術審査会を活用するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月7日から施行する。

この要綱は、平成17年4月7日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

札幌市水道局工事等公募型指名競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁)は、廃止する。ただし、平成19年3月31日以前に告示された工事等については適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

この要綱は、平成19年4月9日以後に技術審査会において公開する事項について付議する工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

この要綱は、平成19年6月22日以降に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年10月1日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月24日から施行する。

この要綱は、平成20年4月24日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要領は平成20年8月25日以降に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月23日から施行する。

この要綱は、平成21年3月2日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

この要綱は、平成21年5月26日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

この要綱は、平成21年9月30日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。

この要綱は、平成22年4月30日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月4日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月21日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月5日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月15日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月4日以後に告示される工事等から適用する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月19日以後に告示される工事等から適用する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日以後に告示される工事等から適用する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月20日以後に告示される工事等から適用する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。

別記 1 の 1 事後審査型一般競争入札の告示(工事、電子入札案件)

札幌市水道局告示第 号

一般競争入札を行うので、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

年（ 年） 月 日

札幌市水道事業管理者
水道局長

記

第 1 契約担当部局

〒 0 6 0 - 0 0 4 1

札幌市中央区大通東 1 1 丁目 2 3 番地

札幌市水道局総務部総務課契約係

電話 0 1 1 - 2 1 1 - 7 0 1 1

F A X 0 1 1 - 2 3 2 - 1 7 4 0

第 2 対象工事

「〇〇〇〇工事」ほか 件

第 3 入札参加資格

1 「単体」又は「経常共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

施工実績において、札幌市工事等分類コード表（次に掲げる URL を参照）に示す工事分類を求めているものについては、工事分類の種類に応じて掲げる工事内容を主体として施工したもの（施工内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。）を要件とする。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>

入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表（工事）

また、下記第 6 に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

なお、経常共同企業体での申請の場合、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び 2 以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共通事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 〇〇・〇〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、管理者が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。）

(3) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 8 日管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規

- 定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ア 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ウ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。
- (7) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- なお、資本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。
- ア 資本関係
 - (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合。
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 札幌市水道局工事等電子入札実施要領(平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。)の規定に基づく、電子入札システムに利用者登録されたICカードを所持する者であること。

2 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごと

に定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

施工実績において、札幌市工事等分類コード表（次に掲げるURLを参照）に示す工事分類を求めているものについては、工事分類の種類に応じて掲げる工事内容を主体として施工したもの（施工内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。）を要件とする。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>

入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表（工事）

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記第6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

- (1) 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- (2) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (3) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (4) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

第4 入札説明書の交付

- 1 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの毎日、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 2 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、第1に示す契約担当部局においても交付する。

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

- 1 提出期間
対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 提出方法
入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、第1に示す契約担当部局へ申請書及び資料を持参又はオンライン申請で提出しなければならない。
ただし、総合評価落札方式（簡易確認方式の対象工事を除く。）による入札においては、全ての入札参加者は、入札書受付期間内に、申請書及び資料を提出しなければならない。

第6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領（平成15年2月19日管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市水道局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和5年12月25日管理者決裁）第10条第1号に規定する落札予定者並びに札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の1～3に定める条件を全て満たさなければならない。

- 1 内訳書の提出があること
- 2 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- 3 その他内訳書の内容に疑義（内訳書の合計金額が複数記載されている場合等）が無いこと。

第7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1 入札書受付期間 対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 開札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- 3 開札場所 札幌市中央区大通東1丁目2番地水道局本局庁舎1階
水道局総務部総務課入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第8 その他

- 1 入札保証金
(1) 予定価格が5億円未満の工事の場合は免除。

予定価格が5億円以上の工事の場合に限り納付（保証金の取扱店 北海道銀行本店）。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

- (2) 入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出期限

対象工事ごとに別表にて定める。

- (3) 入札保証保険及び入札保証の期間

対象工事ごとに別表にて定める。

2 契約保証金

納付（保証金の取扱店 北海道銀行本店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

3 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(9)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札

- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札

- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札

- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札

- (5) 入札書の内容が確認できない入札

- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札

- (7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札

- (8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

- (9) 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札

4 落札者の決定方法

対象工事ごとに別表にて定める。

- 5 第7について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。

- 6 管理者が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

7 調査協力義務

この入札に参加する者は、札幌市水道局（札幌市水道局の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。

8 工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、建設業法施行規則第13条の14第2項において定める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までの間に、契約担当部局に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

- 9 詳細は別表及び入札説明書による。

別記 1 の 2 事後審査型一般競争入札の告示(業務、電子入札案件)

札幌市水道局告示第 号

一般競争入札を行うので、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

年（ 年） 月 日

札幌市水道事業管理者
水道局長

記

第 1 契約担当部局

〒 0 6 0 - 0 0 4 1

札幌市中央区大通東 1 1 丁目 2 3 番地

札幌市水道局総務部総務課契約係

電話 0 1 1 - 2 1 1 - 7 0 1 1

F A X 0 1 1 - 2 3 2 - 1 7 4 0

第 2 対象業務

「〇〇〇〇」ほか 件

第 3 入札参加資格

1 「単体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象業務ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

履行実績において、札幌市工事等分類コード表（次に掲げる URL を参照）に示す業務分類を求めているものについては、業務分類の種類に応じて掲げる業務内容を主体として履行したもの（履行内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。）を要件とする。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>

入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表（業務）

また、下記第 6 に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共通事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 〇〇・〇〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象業務ごとに定める業種で登録していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、管理者が別に定める手続に基づき対象業務ごとに定める業種の再認定を受けていること。）

(3) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 8 日管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号

- に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 対象業務ごとに定める技術者等の条件を満たすこと。(技術者等については特記仕様書による。)

(7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、資本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(イ) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 札幌市水道局工事等電子入札実施要領(平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。)の規定に基づく、電子入札システムに利用者登録されたICカードを所持する者であること。

2 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

履行実績において、札幌市工事等分類コード表(次に掲げるURLを参照)に示す業務分類を求めているものについては、業務分類の種類に応じて掲げる業務内容を主体として履行したもの(履行内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。)を要件とする。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>

入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表(業務)

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記第6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

- (1) 構成員の数が対象業務ごとに定める範囲内であること。
- (2) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (3) 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (4) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

第4 入札説明書の交付

- 1 この告示の日から対象業務ごとに定める入札の受付期間終了までの毎日、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 2 この告示の日から対象業務ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、第1に示す契約担当部局においても交付する。

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

- 1 提出期間
対象業務ごとに別表にて定める。
- 2 提出方法
入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、第1に示す契約担当部局へ申請書及び資料を持参又はオンライン申請で提出しなければならない。
ただし、総合評価落札方式（簡易確認方式の対象工事を除く。）による入札においては、全ての入札参加者は、入札書受付期間内に、申請書及び資料を提出しなければならない。

第6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領（平成15年2月19日管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市水道局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和5年12月25日管理者決裁）第10条第1号に規定する落札予定者並びに札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月9日管理者決裁。）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の1～3に定める条件を全て満たさなければならない。

- 1 内訳書の提出があること。
- 2 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- 3 その他内訳書の内容に疑義（内訳書の合計金額が複数記載されている場合等）が無いこと。

第7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1 入札書受付期間 対象業務ごとに別表にて定める。
- 2 開札の日時 対象業務ごとに別表にて定める。
- 3 開札場所 札幌市中央区大通東1丁目2番地 水道局本庁舎1階入札室
水道局総務部総務課入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第8 その他

- 1 入札保証金
免除
- 2 契約保証金
納付（保証金の取扱店 北海道銀行本店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は札幌市水道局契約規程第25条第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。なお、札幌市水道局契約規程第25条第3号の規定による免除については、次に掲げる条件を全て満たしている履行実績を2件以上必要

とする。

- (1) 本市その他官公庁との契約であること
 - (2) 契約年度の前々年度から契約締結日までに業務が完了し、引き渡しが進んでいること
 - (3) 工事に係る設計業務、監理業務、地質調査業務及び支障物件調査業務並びに測量業務であること
 - (4) 締結しようとする契約金額の概ね5割以上であること
- なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

3 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(9)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書の内容が確認できない入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札
- (8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (9) 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札

4 落札者の決定方法

対象業務ごとに定める。

- 5 第7について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。
- 6 管理者が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- 7 調査協力義務
この入札に参加する者は、札幌市水道局（札幌市水道局の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。
- 8 詳細は別表及び入札説明書による。

別記 1 の 3 事前審査型一般競争入札の告示(工事、電子入札案件)

札幌市水道局告示第 号

一般競争入札を行うので、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

年（ 年） 月 日

札幌市水道事業管理者
水道局長

記

第 1 契約担当部局

〒 0 6 0 - 0 0 4 1

札幌市中央区大通東 1 1 丁目 2 3 番地

札幌市水道局総務部総務課契約係

電話 0 1 1 - 2 1 1 - 7 0 1 1

F A X 0 1 1 - 2 3 2 - 1 7 4 0

第 2 対象工事

「〇〇〇〇工事」ほか 件

第 3 入札参加資格

1 「単体」又は「経常共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

施工実績において、札幌市工事等分類コード表（次に掲げる URL を参照）に示す工事分類を求めているものについては、工事分類の種類に応じて掲げる工事内容を主体として施工したもの（施工内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。）を要件とする。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>

入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表（工事）

また、下記第 6 に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

なお、経常共同企業体での申請の場合、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び 2 以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共通事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇〇・〇〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、管理者が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。）
- (3) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 8 日管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規

- 定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ア 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。
- (7) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- なお、資本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。
- ア 資本関係
- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに利用者登録されたICカードを所持する者であること。
- 2 「特定共同企業体」で入札に参加する場合
- 入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごと

に定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

施工実績において、札幌市工事等分類コード表（次に掲げるURLを参照）に示す工事分類を求めているものについては、工事分類の種類に応じて掲げる工事内容を主体として施工したもの（施工内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。）を要件とする。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>

入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表（工事）

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記第6に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

- (1) 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- (2) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (3) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (4) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

第4 入札説明書の交付

- 1 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの毎日、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 2 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、第1に示す契約担当部局においても交付する。

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を提出し、本市による入札参加資格の確認を受けなければならない。

- 1 提出期間 この公告の日から、対象工事ごとに別表にて定める提出期限まで。
- 2 提出方法 原則として電子入札システムにより提出すること。

第6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領（平成15年2月19日管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市水道局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和5年12月25日管理者決裁）第10条第1号に規定する落札予定者並びに札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の1～3に定める条件を全て満たさなければならない。

- 1 内訳書の提出があること
- 2 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- 3 その他内訳書の内容に疑義（内訳書の合計金額が複数記載されている場合等）が無いこと。

第7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1 入札書受付期間 対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 開札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- 3 開札場所 札幌市中央区大通東1丁目2番地水道局本局庁舎1階
水道局総務部総務課入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第8 その他

1 入札保証金

- (1) 予定価格が5億円未満の工事の場合は免除。

予定価格が5億円以上の工事の場合に限り納付（保証金の取扱店 北海道銀行本店）。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契

- 約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出期限
対象工事ごとに別表にて定める。
 - (3) 入札保証保険及び入札保証の期間
対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 契約保証金
納付（保証金の取扱店 北海道銀行本店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 3 入札の無効
次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(9)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
 - (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
 - (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
 - (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
 - (5) 入札書の内容が確認できない入札
 - (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
 - (7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札
 - (8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
 - (9) 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札
- 4 落札者の決定方法
対象工事ごとに別表にて定める。
- 5 第5及び第7について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。
- 6 管理者が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- 7 調査協力義務
この入札に参加する者は、札幌市水道局（札幌市水道局の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。
- 8 工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、建設業法施行規則第13条の14第2項において定める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までの間に、契約担当部局に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- 9 詳細は別表及び入札説明書による。

別記2の1

入札説明書（工事、事後審査型一般競争入札、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目23番地

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話011-211-7011

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、1に示す契約担当部局へ、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を書面の持参又はオンライン申請により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験（入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが済んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式4に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領（平成15年2月19日管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、本市発注の他の工事の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年3月30日総務部長決裁。以下「事後審査型要領」という。）第5条第3項に定める次順位者として落札候補者となることができず、旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年9月30日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市水道局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※共同企業体の場合は、代表者が提出すること）

- カ 契約締結期限時点で有効（審査基準日から1年7か月を経過していないもの）な経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し
- キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。
- ク 組合員名簿
事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

- ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- エ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は原則として認めない。
なお、入札参加資格について、書類内容の確認や、追加資料の提出を求める場合がある。
- オ 電子入札システムにより提出する資料がある場合、作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。
 - (ア) Microsoft Word Word 形式
 - (イ) Microsoft Excel Excel 形式
 - (ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式
 - (エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
 - (オ) その他特別に認めたファイル

3 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。
- (6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。
- (7) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、管理者が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。
- (8) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。
- (9) いったん提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

- (1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。
なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。
- (2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。
- (3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(4)-オに示すところによること。
- (4) 電子入札システムにより提出する工事費等内訳書のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名（工事費等内訳書）及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・工事費等内訳書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消し等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月8日管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止措置を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の要否等

札幌市水道局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号。以下「契約規程」という。）第47条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を50で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市水道局競争入札参加者心得（平成16年3月23日総務部長決裁）、札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項第3号並びに同第14条第1項第5号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(4) 3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

別記2の2

入札説明書（工事、事前審査型一般競争入札、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目23番地

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話011-211-7011

2 入札参加資格の確認等

- (1) この入札に参加を希望する者は、対象工事ごとに定める提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を原則として電子入札システムにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 申請書は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験（入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、〇年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式4に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。）

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月8日管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を行うことがある。（共同企業体の場合は、各構成員に適用する。）

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年9月30日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 契約締結期限時点で有効（審査基準日から1年7か月を経過していないもの）な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出する

こと。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として確認を行う。また、その結果については、対象工事ごとに定める入札参加資格確認通知日までに電子入札システムにより通知する。

(5) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例： ○○○○（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ申請書及び資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が3MBを越える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、入札参加資格について、書類内容の確認や、追加資料の提出を求める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、管理者が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(8) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(9) いったん提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

- (2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。
- (3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(5)ア及びイに示すところによること。
- 5 開札の立会い
入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。
- 6 工事費等積算内訳書の提出
落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市水道局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して、開札日の翌日までに書面により提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）
- 7 落札決定の取消し等
告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札までの間において参加停止措置要領に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。
- 8 落札結果通知
入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。
- 9 契約書作成の要否等
札幌市水道局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、8の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。
- 10 契約締結期限
対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。
- 11 前払金及び部分払金の支払方法等
 - (1) 前払金
契約金額の4割以内とする。
 - (2) 中間前払金
 - ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。
 - イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。
 - ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。
 - (3) 部分払金
 - ア 札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号。以下「契約規程」という。）第47条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を50で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。
 - イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。
 - (4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。
- 12 その他
 - (1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市水道局競争入札参加者心得（平成16年3月23日総務部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。
 - (2) 落札者は、上記2-(3)ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項第3号並びに同第14条第1項第5号の定める専任での配置に留意すること。
 - (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。
 - (4) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。
 - (5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

入札説明書（工事、総合評価落札方式（計画審査型）、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060—0041

札幌市中央区大通東 11 丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011—211—7011

2 入札参加資格の確認等

- (1) この入札に参加を希望する者は、対象工事ごとに定める提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料（以下「資料」という。）を原則として電子入札システムにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 申請書は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 6 日管理者決裁。以下「要綱」という。）様式 2 により作成すること。また、要綱に規定する様式は、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1 に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験（入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式 3 に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式 4 に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式 4 に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れる QR コード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者 1 社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式 4 に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 8 日管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を行うことがある。（共同企業体の場合は、各構成員に適用する。）

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成 14 年 9 月 30 日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 契約締結期限時点で有効（審査基準日から 1 年 7 か月を経過していないもの）な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として確認を行う。また、その結果については、対象工事ごとに定める入札参加資格確認通知日までに電子入札システムにより通知する。

(5) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例： ○○○○（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ申請書及び資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が3MBを越える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加者の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、入札参加資格について、書類内容の確認や、追加資料の提出を求める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、市長が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、市長が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

- (3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式並びにファイル名は、2-(5)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 工事費等積算内訳書の提出

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市水道局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して、開札日の翌日までに書面により提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

7 落札決定の取消し等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札までの間において参加停止措置要領に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

8 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

9 契約書作成の可否等

札幌市水道局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、8の落札結果通知の翌開庁日に、1に示す契約担当部局において交付する。

10 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

11 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号。以下「契約規程」という。）第47条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を50で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

12 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市水道局競争入札参加者心得（平成16年3月23日総務部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)-ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項第3号並びに同第14条第1項第5号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(4) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

別記 2 の 4

入札説明書（工事、総合評価落札方式（実績評価Ⅰ型、実績評価Ⅱ型、人材確保・育成型、地域貢献Ⅰ型及び地域貢献Ⅱ型）、事後審査方式、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話011-211-7011

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料（以下「資料」という。）を、原則として電子ファイルを添付することにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該入札参加者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験（入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式4に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者1社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年9月30日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書の提出

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市水道局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

カ 契約締結期限時点で有効（審査基準日から1年7か月を経過していないもの）な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

ク 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名、及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ、申請書及び資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が3MBを超える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、入札参加資格について、書類内容の確認や、追加資料の提出を求める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式並びにファイル名は、2-(4)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年3月30日総務部長決裁）第6条に定める落札決定までの間において、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月8日管理者決裁）に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

札幌市水道局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号。以下「契約規程」という。）第47条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を50で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市水道局競争入札参加者心得（平成16年3月23日総務部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項第3号並びに同第14条第1項第5号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(4) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

入札説明書（工事、総合評価落札方式（一括審査Ⅰ型及び一括審査Ⅱ型）、事後審査方式、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060—0041

札幌市中央区大通東 11 丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011—211—7011

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料（以下「資料」という。）を、原則として電子ファイルを添付することにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該入札参加者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 6 日管理者決裁。以下「要綱」という。）様式 2 により作成すること。また、要綱に規定する様式は、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1 に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象工事の施工実績及び配置する技術者の同種の工事の施工経験（入札参加資格として施工経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

告示において工事ごとに定める同種の工事の施工実績を要綱様式 3 に記載すること。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象工事ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式 4 に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類と、監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

※ 告示において技術者の同種工事の施工経験を求める場合においては、その施工実績を要綱様式 4 に記載し、当該工事の施工内容が確認できる書類（コリンズ、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れる QR コード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者 1 社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式 4 に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、本工事は一括審査方式を適用する総合評価落札方式の対象工事であるため、複数の技術者を配置予定技術者とするとは認めない。複数の技術者を配置予定技術者とした場合、当該入札参加者のした入札は無効とする。

エ 特定共同企業体協定書

特定共同企業体により入札に参加する場合、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成 14 年 9 月 30 日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書の提出

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市水道局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

カ 契約締結期限時点で有効（審査基準日から 1 年 7 か月を経過していないもの）な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

ク 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名、及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ、申請書及び資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

(ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が3MBを超える場合

(イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、入札参加資格の確認について、書類内容の確認や、追加資料の提出を求める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、市長が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、市長が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 合併工事の入札の場合には、金額は全ての工事の合計金額を記載すること。

(8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式並びにファイル名は、2-(4)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領(平成19年3月30日総務部長決裁)第6条に定める落札決定までの間において、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月8日管理者決裁)に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

札幌市水道局建設工事請負契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象工事ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととする。

イ 中間前払金の支払は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払金

ア 札幌市水道局契約規程(平成4年水道局規程第9号。以下「契約規程」という。)第47条第2項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を50で除して得た数(小数点以下切捨て)以内とする。ただし、前払金を支払った場合は1回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。

(4) 工期が複数年度にわたる継続工事においては、上記(1)及び(2)は年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。詳細は契約書に定める。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、契約規程、札幌市水道局競争入札参加者心得(平成16年3月23日総務部長決裁)、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 落札者は、上記2-(3)ウに掲げる配置予定技術者経歴書に記載の技術者を契約した工事の現場に配置するにあたっては、建設業法第26条第3項及び札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱第7条第1項第3号並びに同第14条第1項第5号の定める専任での配置に留意すること。

(3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(4) 2-(1)、3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(5) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

別記 2 の 6

入札説明書（業務、事後審査型一般競争入札、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話011-211-7011

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、1に示す契約担当部局へ、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を書面の持参又はオンライン申請により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者等の同種の業務の履行経験（入札参加資格として履行経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

告示において業務ごとに定める同種の業務の履行実績を要綱様式3の2に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類（設計図書、設計概要書の写し等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象業務ごとに定める配置予定の技術者等の資格を要綱様式4に記載し、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

※ 告示において技術者の同種業務の履行経験を求める場合においては、その履行実績を要綱様式4に記載し、当該業務の履行内容が確認できる書類（テクリス、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、全ての構成員からそれぞれ主任技術者等を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領（平成15年2月19日管理者決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、本市発注の他の業務の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年3月30日総務部長決裁。以下「事後審査型要領」という。）第5条第3項に定める次順位者として落札候補者となることができない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

発注方式が特定共同企業体の場合、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年9月30日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市水道局が告示した業務設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出する

こと。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、入札参加資格について、書類内容の確認や、追加資料の提出を求める場合がある。

オ 電子入札システムにより提出する資料がある場合、作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word 形式

(イ) Microsoft Excel Excel 形式

(ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) その他特別に認めたファイル

3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の 3 桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。

(5) 1 回目又は 2 回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 対象業務ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 対象業務ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、管理者が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(8) 合併業務の入札の場合には、金額は全ての業務の合計金額を記載すること。

(9) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 電子入札システムを利用して第 1 回の入札書を提出するにあたっては、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。

なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(4)-オに示すところによること。

(4) 電子入札システムにより提出する工事費等内訳書のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名（工事費等内訳書）及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・工事費等内訳書・0803000911】

※「㐀」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消し等

告示第 6 の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第 8-3 に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第 6 条に定める落札決定までの間において、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 8 日管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基

づく参加停止措置を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

対象業務ごとの業種に対応する札幌市水道局委託業務契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象業務ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の3割以内とする。ただし、工事監理に関してはなし。また、履行期間が2年度以上にわたる契約を締結するときは、原則として、契約年度に前払金を一括して支払うものとする。

(2) 中間前払金

なし。

(3) 部分払金

なし。ただし、工事監理に関しては、札幌市水道局委託業務契約約款（工事監理）による。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号）、札幌市水道局競争入札参加者心得（平成16年3月23日総務部長決裁）、札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(3) 3-(1)及び4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第14条の定めに従い入札に参加すること。

(4) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

入札説明書（業務、総合評価落札方式（測量業務型、設計業務型）、事後審査方式、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話011-211-7011

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料（以下「資料」という。）を、原則として電子ファイルを添付することにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該入札参加者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者の同種の業務の履行経験（入札参加資格として履行経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

告示において業務ごとに定める同種の業務の履行実績を要綱様式3の2に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類（設計図書、設計概要書の写し等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象業務ごとに定める配置予定の技術者等の資格を要綱様式4に記載し、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

※ 告示において技術者の同種業務の履行経験を求める場合においては、その履行実績を要綱様式4に記載し、当該業務の履行内容が確認できる書類（テクリス、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、全ての構成員からそれぞれ主任技術者等を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

発注方式が特定共同企業体の場合、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年9月30日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市水道局が告示した業務設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

- (ア) Microsoft Word Word 形式
- (イ) Microsoft Excel Excel 形式
- (ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式
- (エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- (オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名、及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で1に示す契約担当部局へ、申請書及び資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

- (ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が3MBを超える場合
- (イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合
- (ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、入札参加資格について、書類内容の確認や、追加資料の提出を求める場合がある。

3 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (5) 1回目又は2回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。
- (6) 対象業務ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、市長が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、市長が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。
- (7) 合併業務の入札の場合には、金額は全ての業務の合計金額を記載すること。
- (8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

- (1) 電子入札システムを利用して第1回の入札書を提出するにあたっては、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。
なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。
- (2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。
- (3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(4)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領（平成 19 年 3 月 30 日総務部長決裁）第 6 条に定める落札決定までの間において、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 8 日管理者決裁）。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を受けている者等、告示第 3 に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

対象業務ごとの業種に対応する札幌市水道局委託業務契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7 の落札結果通知以降に、1 に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象業務ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の 3 割以内とする。また、履行期間が 2 年度以上にわたる契約を締結するときは、原則として、契約年度に前払金を一括して支払うものとする。

(2) 中間前払金

なし。

(3) 部分払金

なし。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号）、札幌市水道局競争入札参加者心得（平成 16 年 3 月 23 日総務部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(3) 2-(1)、3-(1)及び 4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第 14 条の定めに従い入札に参加すること。

(4) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

入札説明書（業務、総合評価落札方式（一括審査測量業務型、一括審査設計業務型）、事後審査方式、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東1丁目

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話011-211-7011

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出するにあたり、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、一般競争入札参加資格確認資料及び総合評価の技術評価に関する資料（以下「資料」という。）を、原則として電子ファイルを添付することにより提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該入札参加者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者の同種の業務の履行経験（入札参加資格として履行経験を求める場合に限る。）については、告示において別に定める場合を除き、○年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

告示において業務ごとに定める同種の業務の履行実績を要綱様式3の2に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類（設計図書、設計概要書の写し等）も添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象業務ごとに定める配置予定の技術者等の資格を要綱様式4に記載し、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

※ 告示において技術者の同種業務の履行経験を求める場合においては、その履行実績を要綱様式4に記載し、当該業務の履行内容が確認できる書類（テクリス、設計書、図面等）を添付すること。

※ 雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコード含む）をマスキング（黒塗り）すること。

※ 共同企業体の場合、全ての構成員からそれぞれ主任技術者等を配置すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、本業務は一括審査方式を適用する総合評価落札方式の対象業務であるため、複数の技術者を配置予定技術者とすることは認めない。複数の候補技術者を配置予定技術者とした場合、当該入札参加者のした入札は無効とする。

エ 特定共同企業体協定書

発注方式が特定共同企業体の場合、札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成14年9月30日管理者決裁）別表の様式により作成すること。

オ 工事費等積算内訳書

落札予定者は、落札予定者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市水道局が告示した業務設計書（見積参考）に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。（※ 共同企業体の場合は、代表者が提出すること。）

カ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

キ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

- (ア) Microsoft Word Word 形式
- (イ) Microsoft Excel Excel 形式
- (ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式
- (エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- (オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル名には、入札参加者の名称又は商号、資料名、及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：〇〇〇〇（株）・配置予定技術者経歴書・0803000911】

※「株」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合、提出期限までに、電子入札システムによらず書面で 1 に示す契約担当部局へ、申請書及び資料を提出することができる。この場合、(1)に定める申請書を電子入札システムにより提出する際に、札幌市水道局工事等電子入札実施要領（平成 21 年 3 月 31 日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第 7 条第 6 項に定める電子入札様式 1 を必ず添付すること。また、資料については必ず一式を書面にて提出するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。

- (ア) 電子ファイルで提出する申請書及び資料の容量が 3 MB を超える場合
- (イ) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合
- (ウ) その他、管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、入札参加資格について、書類内容の確認や、追加資料の提出を求める場合がある。

3 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札にあたっては、任意の 3 桁のくじ番号を記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。
- (5) 1 回目又は 2 回目の入札を行った結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。
- (6) 対象業務ごとの定めにより低入札価格調査の対象とする入札においては、上記(5)の規定にかかわらず、入札を行った結果、管理者が別に定めた低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。
- (7) 合併業務の入札の場合には、金額は全ての業務の合計金額を記載すること。
- (8) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

4 工事費等内訳書の提出

- (1) 電子入札システムを利用して第 1 回の入札書を提出するにあたっては、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子ファイルにより添付すること。
なお、提出されたファイルが破損していた場合は、ファイルの再提出方法等について、契約担当部局と別途協議するものとする。
- (2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。
- (3) 作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、2-(4)-ア及びイに示すところによること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第 6 の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第 8-3 に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、札幌市水道局事後審査型一般競争入札試行要領（平成 19 年 3 月 30 日総務部長決裁）第 6 条に定める落札決定までの間において、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 8 日管理者決裁）。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を受けている者等、告示第 3 に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

8 契約書作成の可否等

対象業務ごとの業種に対応する札幌市水道局委託業務契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7 の落札結果通知以降に、1 に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

対象業務ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の 3 割以内とする。また、履行期間が 2 年度以上にわたる契約を締結するときは、原則として、契約年度に前払金を一括して支払うものとする。

(2) 中間前払金

なし。

(3) 部分払金

なし。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号）、札幌市水道局競争入札参加者心得（平成 16 年 3 月 23 日総務部長決裁）、電子入札要領その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(3) 2-(1)、3-(1)及び 4-(1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第 14 条の定めに従い入札に参加すること。

(4) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、申請書等提出期限日とする。

契 約 担 当 部			
部 長	課 長	係 長	係

工 事 等 担 当 部				

制限付一般競争入札の適用除外について

下記工事（業務）については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱第3条2項の規定に基づき、制限付一般競争入札をしないことといたしたい。

工 事（業 務）名	
工 期 (履 行 期 間)	
制限付一般競争入札を 適用しない理由	

年 月 日

局 部 課

(あて先) 札幌市水道事業管理者

(単体企業の場合)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

(共同企業体の場合)

企 業 体 名
.....共同企業体

※経常共同企業体の場合のみ記入
工種 ()
等級 ()
参加資格者番号 ()

(構成員)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

年 月 日付けで入札告示のありました.....
に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、申請者（各構成員を含む。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁）第6条に該当する者であること及び告示に定める入札参加資格を満たす者であること並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付の有無	添 付 書 類 等 の 名 称	備 考
	同種工事施工実績書	
	工事施工証明書又は契約書（写）及び工事概要（写）等	
	配置予定技術者経歴書	
	工事費等積算内訳書（水道局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されている項目について積算したもの）	
	技術評価申告事項	※総合評価落札方式適用工事の場合のみ添付
	評価項目に関する申告書	
	活動実績申告書（所管部署の押印があるもの）	
	その他の資料	

注：必要な書類を告示及び入札説明書により確認し、添付した書類は「添付の有無」欄に○印を記載してください。
なお、資格確認に必要な事項が記載されていない書類が添付されている場合は、当該書類の提出がなされていないものとみなします。

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市水道事業管理者

(単体企業の場合)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

業種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

(特定共同企業体の場合)

企 業 体 名

..... 特定共同企業体

(構成員)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

業種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

住 所
商号又は名称
代表者氏名

業種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

住 所
商号又は名称
代表者氏名

業種 ()
等級 ()
本店所在地 (市内・市外)
参加資格者番号 ()

年 月 日付けで入札告示のありました.....

に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、申請者（各構成員を含む。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁）第6条に該当する者であること及び告示に定める入札参加資格を満たす者であること並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付の有無	添 付 書 類 等 の 名 称	備 考
	同種業務履行実績書	
	業務履行証明書又は契約書（写）及び業務概要（写）等	
	配置予定技術者経歴書	
	工事費等積算内訳書（水道局が告示した業務設計書（見積参考）に記載されている項目について積算したもの）	
	技術評価申告事項	※総合評価落札方式適用業務の場合のみ添付
	評価項目に関する申告書	
	活動実績申告書（所管部署の押印があるもの）	
	その他の資料	

注 必要な書類を告示及び入札説明書により確認し、添付した書類は「添付の有無」欄に○印を記載してください。
なお、資格確認に必要な事項が記載されていない書類が添付されている場合は、当該書類の提出がなされていないものとみなします。

同 種 工 事 施 工 実 績 書

会社名

工 事 名			
発 注 者			
施 工 場 所	(都道府県・市町村名)		
契 約 金 額	円 (うち出資金額 円)		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
施工形態等	元請・共同企業体 (代表者・構成員 出資比率 %)		
工 事 概 要			
工事成績点 (※)	点		

注 1 下記注2の場合を除き、原則として提出する施工実績の数に応じて本様式を提出してください。

注 2 総合評価落札方式適用工事の場合は、提出できる施工実績は1工事のみとします。ただし、告示において、複数の施工実績で入札参加資格を満たすことを認めている場合は、必要な施工実績の数に応じて本様式を提出してください。

注 3 共同企業体で申請する場合は、構成員それぞれが上記注1又は注2に基づき必要な数の実績を提出してください。

注 4 (※) 総合評価落札方式適用工事において、評価項目に「提出された工事实績の成績点」があり、当該施工実績が本工事の入札説明書に明示する期間にしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事（工種が土木又は管の場合、水道局が発注した工事）である場合は、工事成績評定点を記入してください。また、工事成績評定の結果通知書の写しを添付してください。

注 5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

同 種 業 務 履 行 実 績 書

会社名		
業 務 名		
委 託 者		
履 行 場 所	(都道府県・市町村名)	
契 約 金 額	円 (うち出資金額 円)	
履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
履 行 形 態 等	元請・共同企業体 (代表者・構成員 出資比率 %)	
業 務 概 要		
業務成績点 (※)	点	

注 1 下記注2の場合を除き、原則として提出する履行実績の数に応じて本様式を提出してください。

注 2 総合評価落札方式適用業務の場合は、提出できる履行実績は1業務のみとします。ただし、告示において、複数の履行実績で入札参加資格を満たすことを認めている場合は、必要な履行実績の数に応じて本様式を提出してください。

注 3 共同企業体で申請する場合は、構成員それぞれが上記注1又は注2に基づき必要な数の実績を提出してください。

注 4 (※) 総合評価落札方式適用業務において、評価項目に「提出された業務実績の成績点」があり、当該履行実績が本業務の入札説明書に明示する期間に完了した当初設計金額が100万円超の本市発注業務である場合は、業務成績評定点を記入してください。また、業務成績評定の結果通知書の写しを添付してください。

注 5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

配置予定技術者経歴書

会社名

区分	☐ 監理技術者 (※) ☐ 主任技術者		
氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
経験年数	年	雇用年月日	年 月 日 (年 ヲ月)
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻科目
	年 月		
技術資格	取得年月	免許等の種類	
	年 月		
	年 月		
	年 月		

入札参加資格における従事経験

工事名			
発注者		しゅん功日	年 月 日

注1 本工事の技術者の資格要件を確認できる事項を記入してください。(技術資格等により本工事の技術者の資格要件を満たす場合は、経験年数及び最終学歴を記載する必要はありません。)

注2 (※) 監理技術者の場合は監理技術者資格者証を添付してください。

注3 「入札参加資格における従事経験」欄は、入札参加資格として配置予定技術者の従事経験を求めている場合、引渡しが済んでいる元請としての実績を記入してください。

注4 着手に当たってはこの様式に記入した技術者を配置してください。原則として他の技術者への変更は認めません。

注5 共同企業体で申請する場合、構成員各社について1枚ずつ提出してください。

注6 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

----- 以下は総合評価落札方式において評価項目となっている場合に記入してください。 -----

1 過去10年間の主任（監理）技術者等としての従事経験

工事名		工事成績点	点
発注者		しゅん功日	年 月 日
従事した立場	☐ 主任（監理）技術者として中心的立場で従事 ☐ 監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事 ☐ 担当技術者として従事		

注7 本工事の入札説明書に明示する期間にしゅん功した同種工事への従事経験について記入してください。

注8 従事した立場を選択し、コリンズの登録内容確認書の写し等、従事した立場を確認できる書類を添付してください。

注9 本工事の評価項目に「過去の従事工事における成績点」があり、従事した工事が本工事の入札説明書に明示する期間にしゅん功した当初設計金額が500万円以上の本市発注工事（工種が土木又は管の場合、水道局が発注した工事）である場合は工事成績評定点を記入してください。また、工事成績評定の結果通知書の写しを添付してください。

2 現場代理人としての従事経験

工事名		本工事と同種工事か	☐ 同種工事である ☐ 同種工事でない
発注者		しゅん功日	年 月 日

注10 本工事の入札説明書に明示する期間にしゅん功した公共工事への現場代理人としての従事経験について記入し、コリンズの登録内容確認書の写し等、従事の立場を確認できる書類を添付してください。ただし、本工事が人材確保・育成型以外の適用工事の場合であって、従事した工事が本工事と同種工事でないときは、本項目の記入は不要です。

注11 申請者が共同企業体である場合は、代表者のみ記入してください。

3 本工事に関連する資格等保有状況・継続教育（CPD）の取得状況

資格等保有状況	取得年月	免許等の名称	
	年 月		
CPD取得	団体名	取得単位数	対象期間
			年 月 日 ～ 年 月 日

注12 本工事の入札説明書に明示する資格等について記入してください。

注13 本工事の入札説明書に明示する団体におけるCPD取得状況について記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付してください。

配置予定技術者経歴書

会社名

区分	主任技術者		
氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
技術資格	取得年月	免許等の種類	
	年 月		
	年 月		
	年 月		

入札参加資格における従事経験

業務名			
委託者		完了日	年 月 日

注1 本業務の技術者の資格要件を確認できる事項を記入してください。

注2 「入札参加資格における従事経験」欄は配置予定技術者の同種業務の履行経験が入札参加資格となっている場合、引渡しが済んでいる元請としての実績を記入してください。

注3 着手に当たってはこの様式に記入した技術者を配置してください。原則として他の技術者への変更は認めません。

注4 共同企業体で申請する場合、構成員各社について1枚ずつ提出してください。

注5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

----- 以下は総合評価落札方式において評価項目となっている場合に記入してください。 -----

1 過去10年間の主任技術者（照査技術者）としての従事経験

業務名		業務成績点	点
委託者		完了日	年 月 日
従事した立場	☐ 主任技術者として従事 ☐ 照査技術者として従事		

注6 本業務の入札説明書に明示する期間に完了した同種業務への従事経験について記入してください。

注7 従事した立場を選択し、テクリスの登録内容確認書の写し等、従事した立場を確認できる書類を添付してください。

注8 本業務の評価項目に「過去の従事業務における成績点」があり、従事した業務が本業務の入札説明書に明示する期間に完了した当初設計金額が100万円超の本市発注業務である場合は業務成績評定点を記入してください。また、業務成績評定の結果通知書の写しを添付してください。

2 本業務に関連する資格等保有状況・継続教育（CPD）の取得状況

資格等保有状況	取得年月	免許等の名称	
	年 月		
CPD取得	団体名	取得単位数	対象期間
			年 月 日 ～ 年 月 日

注9 本業務の入札説明書に明示する資格等について記入してください。

注10 本業務の入札説明書に明示する団体におけるCPD取得状況について記入し、各団体が発行する取得単位数の証明書類の写しを添付してください。

年 月 日
第 号

一般競争入札参加資格確認通知書

様

札幌市水道事業管理者
水道局長 印

先に申請のあった_____に係る競争入札参加資格について、下記の
とおり確認したので、通知します。

記

入札告示日	年 月 日	
工事（業務）名		
競争入札参加資格 の有無	有	競争入札参加資格がないと認めた理由
	無	
入札保証金及び契約保証金 の納付	入札保証金・・・・・・ 免 除 契約保証金・・・・・・ 納付 ・ 免除	

注 1 競争入札参加資格がないと通知された方は、当市に対してその理由の説明をもとめることができます。説明を求める方は、入札説明書に従い、契約担当部局へ、その旨を記載した書面を提出してください。同書に記載した期日までに書面にて回答します。

注 2 契約保証金は、契約の際に、告示文に掲げた手続きを行うことで免除されます。

入札参加資格に係る理由説明書

第 号
年 月 日

様

札幌市水道事業管理者

印

先に請求のあった、入札参加資格確認の結果について、下記のとおり説明いたします。

なお、本説明書に不服があるときは、本説明書を受け取った日の翌日から起算して１０日（札幌市の休日を定める条例（平成２年条例第 23 号）に規定する休日を含む。）以内に、札幌市入札・契約等審議委員会に対し、書面に理由を付して、再苦情の申立てを行うことができます。

記

[illegible]

様式7

質 疑 応 答 書

(あて先)札幌市水道事業管理者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

.....
 (工事名)

[illegible]